

第65回全国土地改良功労者等表彰 農林水産大臣表彰を受賞

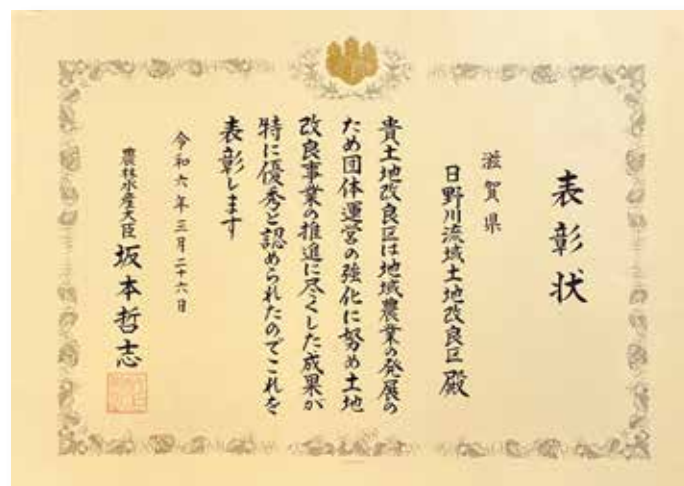
令和6年3月26日東京都千代田区のシェーンバッハ・サボーで全国土地改良功労者等表彰式があり、日野川流域土地改良区が農林水産大臣表彰を受けました。今まで地域農業発展のために団体運営の強化に努め土地改良事業の推進に尽くした成果が認められたものです。これまで事業を推進された先人の皆様方や今日までご指導を頂いた関係機関の皆様方のお蔭と心より感謝申し上げます。引き続き適正な運営や事業推進に努めて参りますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。



鈴木農林水産副大臣と西田理事長



鈴木農林水産副大臣から表彰される西田理事長



みどり
水土里ネット日野川流域 (日野川流域土地改良区)

水土里ネットは土地改良区のお名前です

〒520-2531 滋賀県蒲生郡竜王町山之上 5775

【TEL】 0748-57-1717 【FAX】 0748-57-1718

【e-mail】 mail-box@hinogawa.or.jp 【URL】 <https://hinogawa.or.jp>

理事長挨拶



日野川流域土地改良区
理事長 西田 秀治

謹啓 平素は、日野川流域土地改良区の運営に格別のご理解ご協力を賜りありがとうございます。

元日に発生しました能登半島地震では大きな被害が出ており、お亡くなりになられた皆様のご冥福をお祈り申し上げますと共に、被災された皆様にお見舞いを申し上げます。一日も早い復旧復興をお祈り申し上げます。

さて、土地改良区は、食料の安定供給の基盤となる農業用水を供給しており、水源涵養、国土保全や景観の保全など多面的な機能を有しています。

昨年のかんがいは猛暑により節水運転を一時中断して24時間運転を実施し、かんがい期の送水を無事に終了させていただくことができ、組合員の皆様のご協力にお礼を申し上げます。作況指数は、猛暑の影響を受けまして97のやや不良で滋賀県の一等米比率も55.3%と農家の皆様には厳しい状況で有ると認識致しております。

令和6年度の予算編成に向けて県、県土連、滋賀協議会で財務省、農林水産省、県選出国會議員へ要請活動を実施し、令和6年度概算決定は5年度補正予算合わせて6,240億円を確保頂きました。また、県知事へも予算確保の要望をさせて頂いております。さらに、電力料金に関しましては、関西電力(株)へも滋賀支社、本社へ滋賀協議会、近畿協議会で農事用メニューの継続と料金の低減を要請しておりますが、燃料調整単価が高騰しておりまして、厳しい状況でございます。令和5年度特別高圧については、昨年12月の補正予算で国の臨時交付金2,600万円余りによりまして対応をさせていただきました。国営事業は昨年度で完了いただきました。県営事業は引き続き実施していきますので、ご理解を賜りますようお願いを申し上げます。

農業を取り巻く状況は厳しい状況となりますが、令和6年度は土地改良区が昭和49年10月3日に設立をいたしまして満50年でございます。先人の皆様がこの地域の農業農村の振興の為に、かんがい施設の整備を発意してダムや頭首工、揚水機場を造成すると共に、各地域ではほ場整備が図られ、現在まで脈々と維持管理が続けられて現在の形を残しています。先人の努力に感謝すると共に、これらの土地改良施設を次の世代に引き継いで行くための契機の年とさせていただきたいと考えています。

また、令和6年3月29日から第13期役員が就任し、女性理事も3名就任頂きました。電力料金の高騰の問題や県営事業の推進につきまして、要望活動を続けていきますので、引き続き、組合員の皆様のご協力をよろしくお願い申し上げます。

今後とも、当土地改良区の運営に一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

敬具

令和6年6月吉日

令和4年度一般会計収支決算

(単位：円)

| 収 入 | |
|----------|-------------|
| 科目（款） | 決算額 |
| 土地改良事業収入 | 439,974,451 |
| 附帯事業収入 | 96,306 |
| 特定資産運用収入 | 320,502 |
| 補助金等収入 | 105,701,000 |
| 交付金収入 | 14,427,000 |
| 寄付金収入 | 0 |
| 業務受託料収入 | 27,766,150 |
| 雑収入 | 2,756,783 |
| 借入金収入 | 0 |
| 特定資産取崩収入 | 1,803,049 |
| 固定資産売却収入 | 0 |
| 他会計繰入金 | 1,709,000 |
| 繰越金 | 23,461,974 |
| 合計 | 618,016,215 |

| 支 出 | |
|-------------|-------------|
| 科目（款） | 決算額 |
| 土地改良事業費支出 | 366,996,600 |
| 一般管理費支出 | 60,764,931 |
| 土地改良事業負担金支出 | 68,295,635 |
| 借入金返済支出 | 0 |
| 支払利息 | 0 |
| 固定資産取得支出 | 0 |
| 特定資産積立支出 | 98,952,112 |
| 雑支出 | 0 |
| 他会計繰出金 | 0 |
| 予備費 | 0 |
| 合計 | 595,009,278 |

令和4年度発電事業特別会計収支決算

(単位：円)

| 収 入 | |
|----------|-----------|
| 科目（款） | 決算額 |
| 発電事業収入 | 4,290,553 |
| 特定資産運用収入 | 44 |
| 雑収入 | 26 |
| 特定資産取崩収入 | 0 |
| 他会計繰入金 | 0 |
| 繰越金 | 676,759 |
| 合計 | 4,967,382 |

| 支 出 | |
|----------|-----------|
| 科目（款） | 決算額 |
| 発電事業費 | 28,803 |
| 特定資産積立支出 | 2,470,000 |
| 他会計繰出金 | 1,709,000 |
| 合計 | 4,207,803 |

貸借対照表 総括表

令和5年3月31日現在

(単位：円)

| 科 目 | 一般会計 | 発電会計 | 内部取引消去 | 合計 |
|-----------------|---------------|------------|--------|---------------|
| I 資産の部 | | | | |
| 1 流動資産 | | | | |
| (1) 現金及び預金 | | | | |
| 現金及び預金 | 17,269,658 | 4,740,711 | | 22,010,369 |
| (2) 未収賦課金等 | | | | |
| 未収経常賦課金 | 3,004,550 | 0 | | 3,004,550 |
| (3) その他未収金 | | | | |
| (4) 短期未収金 | | | | |
| 短期未収金 | 126,742,792 | 197,824 | | 126,940,616 |
| 一時繰替運用貸付 | 90,000,000 | 0 | | 90,000,000 |
| 流動資産合計 | 237,017,000 | 4,938,535 | 0 | 241,955,535 |
| 2 固定資産 | | | | |
| (1) 基本財産 | | | | |
| 基本財産合計 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| (2) 特定資産 | | | | |
| 所有土地改良施設 | 6,035,703,191 | 0 | | 6,035,703,191 |
| 受託土地改良施設使用収益権 | 1,773,800,370 | 3,057,794 | | 1,776,858,164 |
| 建設改良積立資産 | 0 | 1,110,000 | | 1,110,000 |
| 財政調整積立資産 | 95,814,460 | 0 | | 95,814,460 |
| 職員退職給付引当積立資産 | 86,058,420 | 0 | | 86,058,420 |
| 役員退任慰労金積立資産 | 6,794,129 | 0 | | 6,794,129 |
| 転用決済金積立資産 | 34,862,035 | 0 | | 34,862,035 |
| 修繕引当資産 | 0 | 6,300,000 | | 6,300,000 |
| 施設維持管理積立資産 | 419,033,097 | 0 | | 419,033,097 |
| 特定資産合計 | 8,452,065,702 | 10,467,794 | 0 | 8,462,533,496 |
| (3) その他固定資産 | | | | |
| 建物 | 89,038 | 0 | | 89,038 |
| 車両運搬具 | 1 | 0 | | 1 |
| 器具備品等 | 2 | 0 | | 2 |
| ソフトウェア | 0 | 0 | | 0 |
| 適正化事業拠出金 | 7,620,000 | 0 | | 7,620,000 |
| 防災減災機能等強化事業拠出金 | 960,000 | 0 | | 960,000 |
| 長期未収賦課金等 | | | | |
| 長期未収経常賦課金 | 1,635,135 | 0 | | 1,635,135 |
| グリーン近江農業協同組合出資金 | 50,000 | 0 | | 50,000 |
| 滋賀蒲生町農業協同組合出資金 | 85,000 | 0 | | 85,000 |
| その他固定資産合計 | 10,439,176 | 0 | 0 | 10,439,176 |
| 固定資産合計 | 8,462,504,878 | 10,467,794 | 0 | 8,472,972,672 |
| 3 繰延資産 | | | | |
| 繰延資産合計 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 資産合計 | 8,699,521,878 | 15,406,329 | 0 | 8,714,928,207 |
| II 負債の部 | | | | |
| 1 流動負債 | | | | |
| 未払金 | 31,005,513 | 4,178,956 | | 35,184,469 |
| 適正化事業拠出金短期未払金 | 2,136,000 | 0 | | 2,136,000 |
| 一時繰替運用借入 | 90,000,000 | 0 | | 90,000,000 |
| 流動負債合計 | 123,141,513 | 4,178,956 | 0 | 127,320,469 |

貸借対照表 総括表

令和5年3月31日現在

(単位：円)

| 科 目 | 一般会計 | 発電会計 | 内部取引消去 | 合計 |
|---------------|-----------------|-------------|--------|-----------------|
| 2 固定負債 | | | | |
| 適正化事業拠出金長期未払金 | 2,256,000 | 0 | | 2,256,000 |
| 土地改良施設取得長期未払金 | 333,469,313 | 0 | | 333,469,313 |
| 職員退職給付引当金 | 84,397,905 | 0 | | 84,397,905 |
| 役員退任慰労引当金 | 5,782,000 | 0 | | 5,782,000 |
| 施設維持管理引当金 | 0 | 0 | | 0 |
| 修繕引当金 | 0 | 6,300,000 | | 6,300,000 |
| 固定負債合計 | 425,905,218 | 6,300,000 | 0 | 432,205,218 |
| 負債合計 | 549,046,731 | 10,478,956 | 0 | 559,525,687 |
| Ⅲ 正味財産の部 | | | | |
| 1 指定正味財産 | | | | |
| (1) 補助金等 | | | | |
| 所有土地改良施設受贈益 | 4,906,688,989 | 0 | | 4,906,688,989 |
| 補助金等計 | 4,906,688,989 | 0 | 0 | 4,906,688,989 |
| 指定正味財産合計 | 4,906,688,989 | 0 | | 4,906,688,989 |
| (うち特定資産への充当額) | (4,906,688,989) | (0) | | (4,906,688,989) |
| 2 一般正味財産 | 3,243,786,158 | 4,927,373 | | 3,248,713,531 |
| (うち特定資産への充当額) | (3,455,196,808) | (4,167,794) | | (3,459,364,602) |
| 正味財産合計 | 8,150,475,147 | 4,927,373 | 0 | 8,155,402,520 |
| 負債及び正味財産合計 | 8,699,521,878 | 15,406,329 | 0 | 8,714,928,207 |

(記載上の注意) 当該事業年度の決算額のみを計上する。

財 産 目 録

令和5年3月31日現在

(単位:円)

| 科 目 | 金 額 | |
|-------------------|---------------|---------------|
| I 資産の部 | | |
| 1 流動資産 | | |
| (1) 現金及び預金 | 22,010,369 | |
| (2) 未収賦課金等 | 3,004,550 | |
| (3) その他未収金 | 0 | |
| (4) 短期未収金 | 126,940,616 | |
| 一時繰替運用貸付 | 90,000,000 | |
| 流動資産合計 | | 241,955,535 |
| 2 固定資産 | | |
| (1) 基本財産 | 0 | |
| (2) 特定資産 | 8,462,533,496 | |
| (3) その他固定資産 | 10,439,176 | |
| 固定資産合計 | | 8,472,972,672 |
| 3 繰延資産 | | |
| 繰延資産合計 | | 0 |
| 資産合計 | | 8,714,928,207 |
| II 負債の部 | | |
| 1 流動負債 | | |
| 未払金 | 35,184,469 | |
| 適正化事業拠出金短期未払金 | 2,136,000 | |
| 一時繰替運用借入 | 90,000,000 | |
| 流動負債合計 | | 127,320,469 |
| 2 固定負債 | | |
| 適正化事業拠出金長期未払金 | 2,256,000 | |
| 土地改良施設取得長期未払金 | 333,469,313 | |
| 職員退職給付引当金 | 84,397,905 | |
| 役員退任慰労引当金 | 5,782,000 | |
| 修繕引当金 | 6,300,000 | |
| 固定負債合計 | | 432,205,218 |
| 負債合計 | | 559,525,687 |
| III 正味財産の部 | | 8,155,402,520 |

(記載上の注意) 金額欄のうち右の2列には仕切り線を入れ、款の計、さらに部の計を表記すること。

国営滋賀協議会 会計管理

| | |
|----------------------|-----------|
| (資産) | |
| 国営滋賀協議会緊急対策整備事業基金 | 5,363,708 |
| (負債) | |
| 国営滋賀協議会緊急対策整備事業基金引当金 | 5,363,708 |

1. 基本方針

日野川の流域2市2町に拓けた約5,000ヘクタールの農地に国営及び県営かんがい排水事業等によって造成された農業水利施設は、農作物の生産には不可欠な農業用水を供給する機能を有しています。併せて、洪水防止や地下水の涵養、地域に安らぎをもたらす豊かな生物生息環境、伝統的な農村風景の保全や防火用水としての活用など、多面的機能を有しています。

これらの機能を健全に保全し、次世代に受け継いでいく必要があります。このため組合員の間で培われてきた協働力と国などの補助事業制度を活用し、農業水利施設の適正な維持管理と計画的な保全整備を進め、効率的で安定的な農業生産を実現し、近代的農業経営に資することが本土地改良区の責務であります。

国においては、「食料・農業・農村政策の新たな展開方向」を踏まえ、食料安全保障の強化、環境対応、人口減少への対応の3本柱を中心に、新しい資本主義の下、若者や意欲ある農林水産業者が夢を持って農林水産業に取り組めるような環境整備、元気で豊かな農山漁村の次世代への継承等を実現するための施策が推進されています。

特に、日野川地区においては、水稻栽培等を中心とした農業生産を持続的に維持すると共に農業農村を豊かにする多面的機能を有効に発揮させるためには、健全な農業水利施設の保全管理が不可欠と言えます。しかしながら、これら施設は造成後すでに数十年が経過し、突発的な故障・事故等が発生しつつあることから国や県による施設の機能診断を進め施設の機能保全計画が策定されています。

この策定結果に基づき、農業水利施設の戦略的な保全管理と機能強化を図るために本土地改良区では、平成25年度に国営施設機能保全事業（令和4年度完了）、平成27年度に県営水利施設等保全高度化事業に着手し施設の長寿命化対策等の推進を図り、更新費用の低減や維持管理費用の抑制に努めます。

なお、令和6年1月1日に発生した能登半島地震では、多くの方が犠牲になられると共に、農地や農業用施設などが被災し復旧・復興には相当な時間を要すると考えられます。日野川地区においても、南海トラフ巨大地震をはじめとする地震災害等に備える必要があります。地震によって農業水利施設が被害を受け、農用地や農業以外に被害を及ぼすことの無いよう、関係市町等と連携した初動対応と業務の継続、施設の耐震化計画を推進します。

次に、電気料金については、近年起きている燃料受給の逼迫やウクライナ情勢の緊迫化並びに急激な円安により燃料費調整単価が高騰し、令和3年度の1億5千万円余りであったものが令和4年度、5年度共に2億1千万円余りとなり、6千万円の増高となっている状況です。本土地改良区のかんがい施設は、電力使用に大きく依存していることから運営に深刻な影響を受けています。このことから、維持管理の補助事業である基幹水利施設管理事業、水利施設管理強化事業費枠の確保と農事用電力制度の継続や料金制度に対する要請が必要となります。また、組合員による一層の節水・節電対策の啓発に努めることや再生可能エネルギーの賦課金の減免制度の活用を図ります。併せて、国営事業で設置された太陽光発電設備を用いて売電や電気料金の節減対策に向けた知恵や工夫に傾注した管理に努めます。

次に、土地改良長期計画の中で、女性理事の割合について「10%以上の目標」が2025年に設定されていることから、女性理事の登用により、幅広い意見により新たな「気づき」でこれからの土地改良区運営の活性化に繋げていきます。

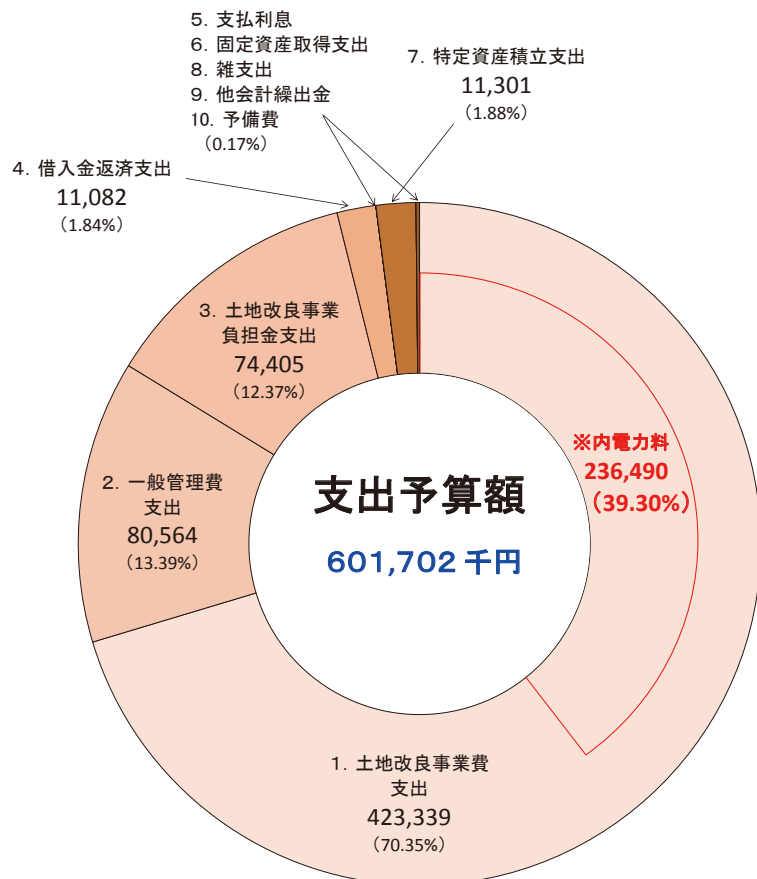
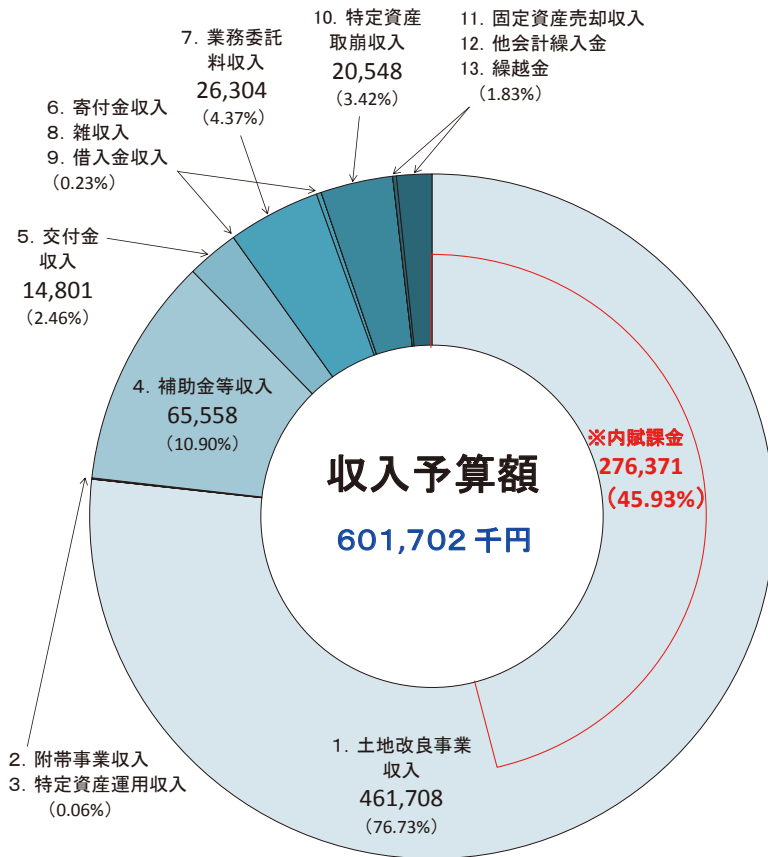
また、国、県の指導の下、本土地改良区の財産状況を日常的に的確に把握し、適正・透明な運営、円滑な施設管理の実施のために複式簿記会計の適正な実施を図ります。更に、監査の一部を外部に委託し第三者からの指導を受け、リスクの回避、軽減をします。

引き続き、賦課金滞納者の状況を把握すると共に必要に応じて滞納処分を実施し、未収賦課金の回収に努めます。

2. 事業計画

- (1) 県営水利施設等保全高度化事業の促進を図ります。(日野川地区)
- (2) 市町との連携による基幹水利施設管理事業により施設機能の適正な発揮を図ります。
(日野川地区 第1段揚水機場、第2段揚水機場、蔵王ダム)
- (3) 市町との連携による水利施設整備事業により施設の長寿命化と省力化を図ります。
(日野川地区 第1段揚水機場、第2段揚水機場、蔵王ダム)
- (4) 水利施設管理強化事業の実施により農業水利施設の有する多面的機能の適正な発揮を図ります。
(日野川地区)
- (5) 土地改良施設維持管理適正化事業、小規模土地改良事業の実施により施設の整備を図ります。
- (6) 農業水路等長寿命化・防災減災事業の実施により施設の整備を図ります。
- (7) 施設の機能診断に基づく機能保全計画の策定や防災減災対策の推進に努めます。
- (8) 利水調整規程に基づき適切な農業用水の配水とため池の有効利用及び節水・節電対策に取り組んだ送水に努めます。
- (9) 再生可能エネルギー(太陽光発電)事業に取り組めます。
- (10) 農業水利施設の省エネ化を進め、エネルギー価格高騰を受けにくい農業水利システム(管理手法、設備)への転換に取り組めます。
- (11) 農業用ダムにおける洪水調整機能に取り組めます。
- (12) 業務継続計画(BCP)に基づき、地震等の災害に備え対策に努めます。
- (13) 本土地改良区設立50周年記念式典を実施します。
- (14) その他本土地改良区の業務運営に必要な活動等を行います。
 - ・関係機関に予算の確保と政策要望等の活動を行います。
 - ・関係機関、団体及び協議会と協議・調整を密接に行います。
 - ・施設の維持管理と点検整備の技術向上に努めます。
 - ・農事用電気料金制度の継続及び電気料金の負担軽減等要望活動を行います。
 - ・土地改良区の広報活動を行います。(土地改良区だよりの発行、施設見学会及び研修会の開催、小学生への出前授業の実施、ホームページの充実、農業関連の催事への参画等)

令和6年度 一般会計収支予算の内訳



県営事業 日野川地区（令和5年度 実施状況）

■ 小井口頭首工電気設備工事

《工事概要》

工事場所：滋賀県蒲生郡日野町小井口 地先

工事内容：電気設備 更新



操作卓



受配電盤、制御盤



土砂吐ゲート機側操作盤



取水ゲート機側操作盤



予備発電機

県営事業 日野川地区（令和5年度 実施状況）

■ 頭首工施設整備工事

《工事概要》

工事場所：滋賀県蒲生郡日野町小井口 地先 他

対象施設：小井口頭首工、名神日野川頭首工、鳥居平頭首工

工事内容：（小井口頭首工）余水吐ゲート 更新、管理ゲート（2門）水密ゴム 取替
（名神日野川頭首工）排砂ゲート 更新、制水ゲート 更新
（鳥居平頭首工）右岸排砂ゲート 更新、底抜きゲート 更新



余水吐ゲート

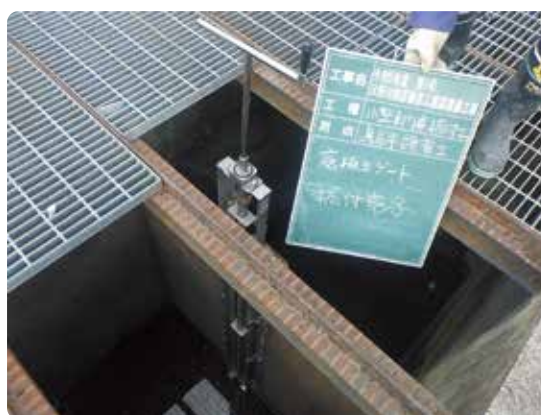
小井口頭首工 ゲート整備



(左)
排砂ゲート

(右)
制水ゲート

名神日野川頭首工 ゲート整備



(左)
右岸排砂ゲート

(右)
底抜きゲート

鳥居平頭首工 ゲート整備

要望活動の実施

1 農業農村整備事業に関する要望活動

令和5年10月18日、武村展英農林水産副大臣、長井俊彦農村振興局長、瀬戸隆一財務大臣政務官、宮崎雅夫参議院議員、県選出国會議員などに厳しい農業情勢に立ち向かうため、農業農村整備事業関係予算の令和6年度当初予算枠の拡大を要望しました。



2 農事用電力料金に関する要望活動

当土地改良区は、必要数量の約4割を琵琶湖から揚水しており、インバーターの導入や夜間の節水による節電を実施し、組合員の皆様にはため池の有効活用等にご協力して頂いているところですが、令和3年度では153百万円の電力料金が令和5年度には使用電力量は減少しているにもかかわらず、216百万円と63百万円増加しています。10アールあたりにしますと1,300円の影響額になることから、引き続き農事用電力の高騰対策支援について、令和6年2月21日、坂本哲志農林水産大臣及び武村展英農林水産副大臣へ要望活動を行いました。



浅田壤太郎氏が旭日単光章を受章



近江八幡市の浅田壤太郎氏が土地改良事業功勞として令和5年度秋の叙勲で旭日単光章を受章されました。平成22年12月11日より当土地改良区の理事に就任頂き、現在、常任理事としてご活躍頂いています。

また、令和5年度には秋の叙勲に先立ち、全国土地改良事業団体連合会の功勞表彰を受けられました。

今回の受章は、これまでの土地改良事業に対する長年の功績が評価されたものでございます。

日野川流域 農業・農村フォーラム2023

農のある豊かな暮らし未来へと題し、令和5年7月1日 東近江市あかね文化ホールで開催しました。次の方々から話題提供を頂きました。



全国水土里ネット会長会議顧問
参議院議員 宮崎 雅夫 様
話題提供「農業農村整備事業の動向について」



近畿農政局
亀岡中部農地整備事務所 調査設計課長 橋本 博幸 様
話題提供「国営緊急農地再編整備事業亀岡中部地区」



(株)京都佐伯の里
代表取締役 茨木 儀一 様
話題提供「農地再編整備をきっかけとした
多角的営農経営の展開について」

日野川流域土地改良区 第13期役員就任について

次の方々が第13期役員に就任されました。任期（令和6年3月29日～令和10年3月28日）4ヶ年

敬称略・順不同

| 被選任区 | 役職名 | 氏名 |
|-----------------|-------------------|--------|
| 員外 | 理事長 | 西田 秀治 |
| 〃 | 副理事長 (理事長職務代理) | 小椋 正清 |
| 〃 | 副理事長 | 小西 理 |
| 〃 | 副理事長 | 堀江 和博 |
| 第3被選任区 東近江市 | 専務理事 | 森嶋 利和 |
| 第1被選任区 近江八幡市 | 常任理事 | 浅田 壤太郎 |
| 〃 | 常任理事 | 仲江 九市 |
| 〃 | 理事 | 岡谷 貞佳 |
| 〃 | 理事 | 村井 孝司 |
| 〃 | 理事 | 中塚 靖彦 |
| 第2被選任区 竜王町 | 常任理事 | 小森 重剛 |
| 〃 | 常任理事 | 福山 忠雄 |
| 〃 | 理事 | 谷口 善孝 |
| 〃 | 理事 | 小西 久次 |
| 〃 | 理事 | 山中 茂 |
| 〃 | 理事 | 竹山 菜恵美 |

| 被選任区 | 役職名 | 氏名 |
|-----------------|------------------|--------|
| 第3被選任区 東近江市 | 常任理事 (会計担当理事) | 安井 一裕 |
| 〃 | 常任理事 | 居永 栄治郎 |
| 〃 | 理事 | 安田 高玄 |
| 〃 | 理事 | 福永 栄吾 |
| 〃 | 理事 | 津田 長寿 |
| 〃 | 理事 | 山中 愛可 |
| 第4被選任区 日野町 | 常任理事 | 坂田 東作 |
| 〃 | 常任理事 | 西河 正樹 |
| 〃 | 理事 | 福本 修 |
| 〃 | 理事 | 加納 恵子 |
| 〃 | 理事 | 市田 文明 |
| 〃 | 理事 | 田中 宏 |
| 〃 | 理事 | 岸村 達也 |
| 第1被選任区 近江八幡市 | 総括監事 | 田畑 利彦 |
| 第4被選任区 日野町 | 監事 (総括監事職務代理) | 渡邊 岩男 |
| 第3被選任区 東近江市 | 監事 | 谷口 信樹 |
| 第2被選任区 竜王町 | 監事 | 山添 登代一 |



役員退任について

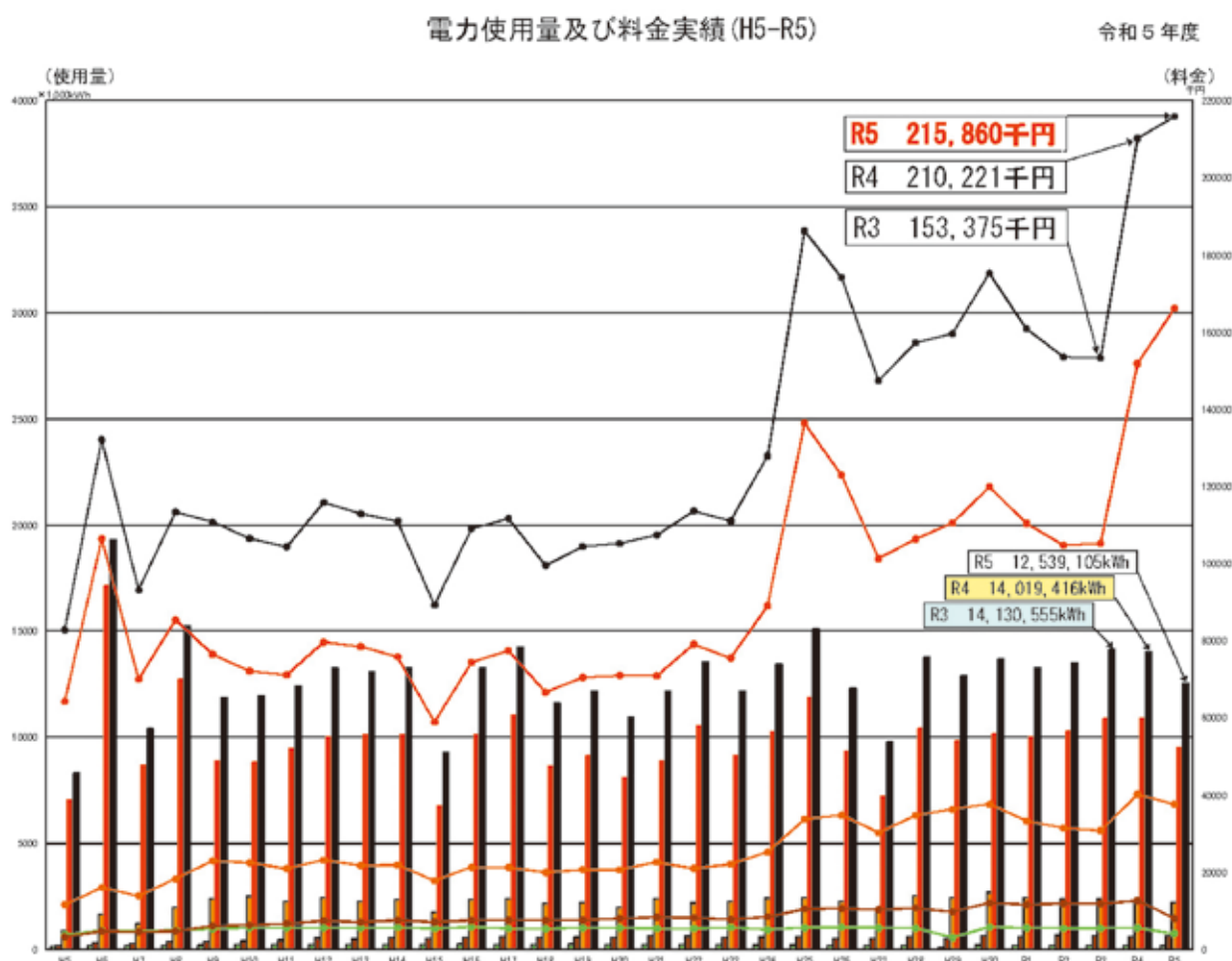
次の方々が第12期役員任期満了に伴い、退任されました。長年にわたり土地改良区の運営にご指導を賜り厚くお礼申し上げます。

敬称略・順不同

| 被選任区 | 役職名 | 氏名 |
|---------------|------|-------|
| 第2被選任区 竜王町 | 常任理事 | 寺島 健一 |
| 〃 | 理事 | 澤田 満夫 |
| 〃 | 総括監事 | 松浦 博 |

| 被選任区 | 役職名 | 氏名 |
|---------------|------|--------|
| 第4被選任区 日野町 | 常任理事 | 寺澤 清穂 |
| 〃 | 常任理事 | 福本 修一 |
| 〃 | 理事 | 加納 半史郎 |

農事用電力料金につきましては、再生可能エネルギー発電促進賦課金や原油価格の高騰による燃料調整単価が上昇しています。このことにより、令和5年度の電力使用量は前年度より低くなりましたが、電力料金は、前年度が約2.1億円であったものが、令和5年度では約2.15億円と増加しました。



今年度も電気代の増大が懸念されます。各組合員農家の皆様に配布致しました「配水計画」カレンダーにも記載（改良区HPにも掲載しています）のとおり、引き続き節水・節電対策を推進するため、下記時間帯において**5月下旬頃から夜間の減量送水運転**の取り組みを計画しています。

ご理解とご協力をお願い致します。

《節水・節電対策 時間》
午後9時から翌朝午前4時



ごみのポイ捨てや不法投棄はやめてください

ごみのポイ捨てや不法投棄があると頭首工取水口や農業用水路に流れつくことがあります。また、畦畔等の除草をされた際は、水路に刈草を流されないようよろしくお願いします。管理施設の巡回時や除塵機により除塵を行っていますが、取水口や水路に刈草が溜まりかんがいに支障をきたす場合がありますので、皆様方のご理解とご協力をお願いします。



お知らせ

各証明書等の手数料について

- 個人情報保護に関する規程に基づく手数料 1 件につき 30円
- 農地法第 4 条及び第 5 条等に基づく各種意見書並びに証明書、諸種の証明書 1 件につき 200円
- 証明書及び同意書等を発行するための事前の立会・現地調査 1 件につき 1,500円
- 情報公開規程に基づく書面の複写費用 規程に定めるとおり

土地改良施設の他目的使用につきましては、別途使用料を徴収しますので詳細は事務局までお問合せください。

日野川流域土地改良区 ホームページ

主に組合員の皆様に向けて、配水計画や土地改良区の状況について発信していきますので、是非ご覧ください。

組合員資格得喪通知書の様式や記入例を掲載していますので、届出される方はご活用ください。

URL : <https://hinogawa.or.jp>

水土里ネット日野川流域

検索



日野川流域土地改良区 定款及び諸規程について

定款及び諸規程については、事務軽減や経費節減の観点から改良区ホームページからご覧頂く方法に変更しています。

URL : <https://hinogawa.or.jp>

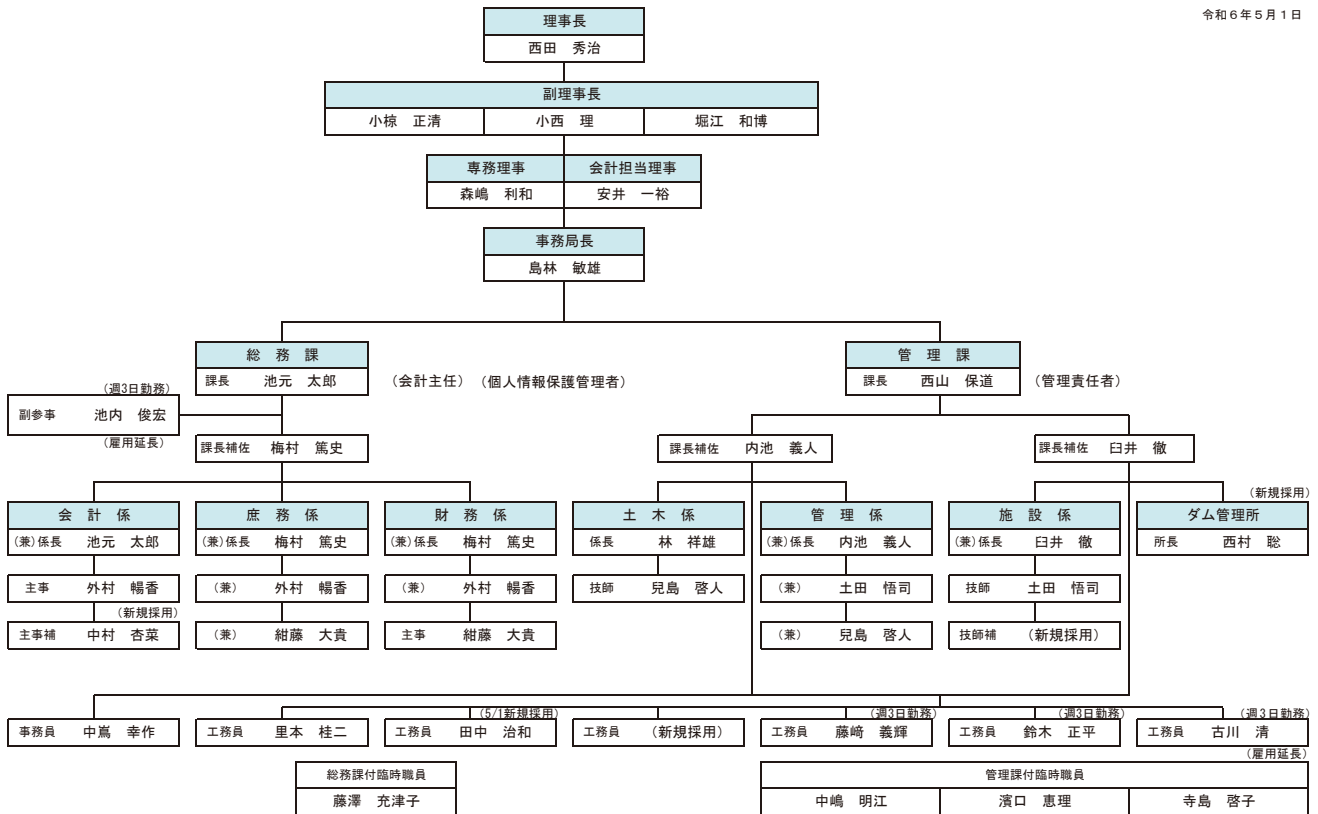
メンバー ID : hinogawa5775

パスワード : midorinet1717



事務局体制について

令和6年5月1日



農地転用と地区除外決済金について

農地を宅地等に転用する場合又は国・県・市町の公共事業（道路、河川等）の買収により地区除外する場合、田畑転換される場合は農地転用等の通知及び地区除外申請と決済金の納入が義務づけられています。これらの手続きをされない限り賦課金が請求されることになりますので、申請の手続きを必ずお願いします。

決済金は、整備事業に対する地元負担金と維持管理事業にかかる額を一括して納入することになります。

令和6年度地区除外決済金は次のとおりです。
(1㎡当たり単価)

1. 近江八幡市域の田 126.67円
2. 上流三市町域の田 126.67円
3. 上流三市町域の畑 67.76円
(畑かん地区)

地区除外申請については、当該年度末日までに申請してください。

当該年度末日以降に申請された場合は、翌年度賦課金は賦課されます。

農地転用をする場合は、農業振興地域整備計画（軽微）変更又は農用地区域の変更（白地）手続きを完了してから申請してください。

ただし、「農業振興地域の整備に関する法律」では、土地改良事業の施行にかかる土地について、その土地改良事業の工事完了年度の翌年度から起算して8年を経過していないと農用地区域の変更はできないこととなっています。

◆農地転用等の申請書類について

農地転用等による地区除外については、次の書類が必要です。（申請書類は当改良区にあります）

- ① 4条申請【本人の土地を本人による転用】
 1. 農地転用等の通知書（1部）
 2. 地区除外申請書（1部）
 3. 協議書（2部）
 4. 位置図・平面図等
- ② 5条申請【所有権の異動を伴う転用】
 1. 農地転用等の通知書（1部）
 2. 地区除外申請書（1部）
 3. 協定書（3部）
 4. 位置図・平面図等

届出について (お願い)

こんなときは、必ず土地改良区へ申請・届出をお願いします。

1. 農地の異動、組合員の変更があったとき

- 土地の所有権 (売買、相続等)、耕作権の異動 (利用権の設定等)
- 組合員の変更 (組合員の死亡、農業者年金受給による経営移譲等)
- 住所変更等

土地改良法第43条第1項の規定に基づき、組合員資格得喪通知書により組合員名資格の変更のため必ず届出をお願いします。

当土地改良区ホームページに様式を掲載していますので、ご活用ください。

なお、近江八幡市域組合員の方につきましては、近江八幡西部土地改良区と併せて上記の届出をお願いします。両改良区へお問合せください。

2. 農地を転用するとき

- 農地を宅地等へ転用
- 公共用地 (公共事業による農地転用、道路敷、河川敷) 買収による農地転用

3. 土地改良施設等を使用するとき

- 土地改良施設、用地を他目的使用

令和6年度賦課金及び負担金について

| 種類 | 賦課基準 (10アール当り)円 | 区分 | 徴収期日 | |
|---------------------------------|--------------------|----------------|----------|------------------|
| 事務所費 | 560 | 全期 | R6.12.2 | |
| 経常賦課金及び負担金 維持管理費 用水費・頭首工費 | 八幡域用水費 | 4,950 | 全期 | 〃 9.30 |
| | 〃 (用水単独) | | 〃 12.2 | |
| | 上流三市町域用水費 | 2,800 2,650 | 前期 後期 | 〃 7.1 〃 10.31 |
| | 〃 (畑かん地区) | 1,400 1,325 | 前期 後期 | 〃 7.1 〃 10.31 |
| | 4号井堰費 | 総額50,000 | 全期 | 〃 10.31 |

賦課金及び負担金につきましては、土地改良区の運営や維持管理事業に必要な財源です。その趣旨をご理解頂き期限内に納入頂きますようよろしくお願いいたします。

なお、期限内に納入されないと土地改良法第39条の規定に基づく、滞納処分の手続きを行うこととなります。

令和5年度につきましては、3件の滞納処分(預貯金の差押え)を執行しました。

新規採用職員のご紹介

総務課 主事補 中村 杏菜

4月1日から総務課会計係に配属になりました。初めての仕事で大変緊張しておりますが、即戦力となるよう頑張りますので、よろしくお願いいたします。



管理課 ダム管理所長 西村 聡

4月1日より蔵王ダム管理所でお世話になっております。農地を潤す大切な水源の維持管理に努力してまいります。よろしくお願いいたします。

